

関係各位

**いわゆる『新型コロナウイルス』に関する対応について
【20210817 改定七版 HP 版】**

～8月再開以降・後期(秋学期)編成に関して～

学校法人 北陸学園
北陸食育フードカレッジ
北陸福祉保育専門学院
(公 印 省 略)

件名について、令和3年8月17日15時時点までのここ数日間、全国各地で過去最大の感染記録を更新する日が続いており、予断を許さない警戒と用心を心掛ける状況下にあります。新潟県内・長岡市内でも同様の状況下にあります。

既にご承知の通り、「新たな変異株の出現」が「新たな波」を発生していると思われる状況が続く中、可能な限りの日常生活の中での警戒と用心が求められております。

この状況を踏まえ、引き続き「人命第一」を原則とし「緩やかに段階的な平常化に向けた」行動のため下記の通り立案致しましたので、学生各位・保護者各位は重ねてご理解とご協力よろしくをお願いします。

記

【学校法人北陸学園・両専修学校 令和3年度8月再開以降・後期(秋学期)の対応について】**1:原則「平常開講」により運営する。****(年初開講日程通り運営・一部行事等は中止予定(学内掲示板で別途通知とする))**

(1):令和3年度8月以降においては、以下の方法で講義・演習開講とする。

- ①、原則、年初開講日程により運営。
- ②、①にあつては、原則「学生一人当たり2m³超の空間を各室確保」の上開講。
- ③、学生の学内滞在時間の必要最低限時間の設定。

3:「eラーニング+オンラインサポート」を並行導入する。(継続)

4:別表『「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」に対する本学園専修学校の対応』により感染防止対策の徹底に努める。(継続)

5:校外実習にあつては「校外実習に関するガイドライン」(本紙次頁)を定める(新規)

6:上記1～4について、随時改善点等検証し、対策再徹底に反映する。

7:今後、前述に関する変更が生じる場合は、都度関係各位に連絡を予定とする。

●8月以降・後期(秋学期)編成の「講義方法等変更の前提条件」

- ①『緊急事態宣言』が発令され、「自粛要請」が発令された場合。
- ②所管官庁より、「自粛要請」「新たな要件の厳格化」が発令された場合。
- ③新潟県もしくは長岡市において『独自の宣言』等による「自粛要請」が発令された場合。

※上記①～③いずれか変更があった場合、急遽対応変更を公表する場合があります。予めご了承ください。

【次頁へ→】

【学校法人北陸学園・両専修学校 校外実習に関するガイドライン】

【基本概念】

- 校外実習に関しては、可能な限りの実施を前提とし、学生諸君は「日常生活で心掛けること～『引き続きの、用心を』～」を遵守するものとする。
- 「実習生・実習前申告チェックシート」、「検温チェックシート」並びに実習園が定めた提出書類の記載内容を遵守するものとする。
- 就職活動、必要な県外移動にあつては、予め相談の上、実習園も含めて誠意をもって協議をするものとする。

【内容】

- 1：原則、実習園並びに専修学校の合意を経て、校外実習は予定通り行うこととする。
- 2：実習園並びに専修学校のいずれかの判断で、校外実習を予定通り行うことが客観的に困難と判断された場合は、文部科学省・厚生労働省各局よりの令和2年6月1日付事務連絡を根拠として、速やかに「学内代替演習」に振り替えるものとする。
- 3：実習生へのワクチン接種、PCR検査等が必須要件とならないよう定めた文部科学省・厚生労働省各局よりの令和3年5月14日付事務連絡を根拠として、速やかに
(1) 代替実習園の確保 (2) (1) が困難と専修学校が判断した場合は、「学内代替演習」に振り替えるものとする。
- 4：3にあつて、地方自治体等が相応の費用負担をして前述検査等を実施し、かつ実習生本人の承諾がある場合は、校外実習を認める場合がある。
- 5：専修学校が認める正当な諸事情により、PCR検査等を実施せざるを得ない場合については、「学園指定施設」での検査とする。(簡易検査等は対象外)

その他の取り組みについて

■専用一時隔離施設の設置（学生寮在寮者対象）

- ・陽性反応の検出、又は濃厚接触者の認定を受けた寮生については、管轄保健所との協議により、その必要性が生じた場合に「在寮生専用一時隔離施設」を利用できる。

■ワクチン接種に関する要点と欠席等の取扱い

- ・現下の状況にあつて、別紙「新型コロナウイルスに関するワクチン接種における本法人の基本姿勢とガイドライン」に準ずることとする。
- ・接種における欠席等の取扱いについては、課題対応により弾力的に対応するものとする。

以上